

公 示 送 達

旭区公告第113号

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所(所在地)等が不明である(法施行地にない)ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月23日

横浜市旭区長 堀口 和美



送 達 を 受 け る べ き 者	住 宅 又 は 所 在 地	神奈川県横浜市瀬谷区二ツ橋町151番地3 アーバンハイツ三ツ境106
	氏 名 又 は 名 称	鈴木 有希
送 達 す る 書 類 名	差押調書(謄本)(R08-03-51-000413)	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		